

# **資料 1**

## **研究会等の開催及び運営について**

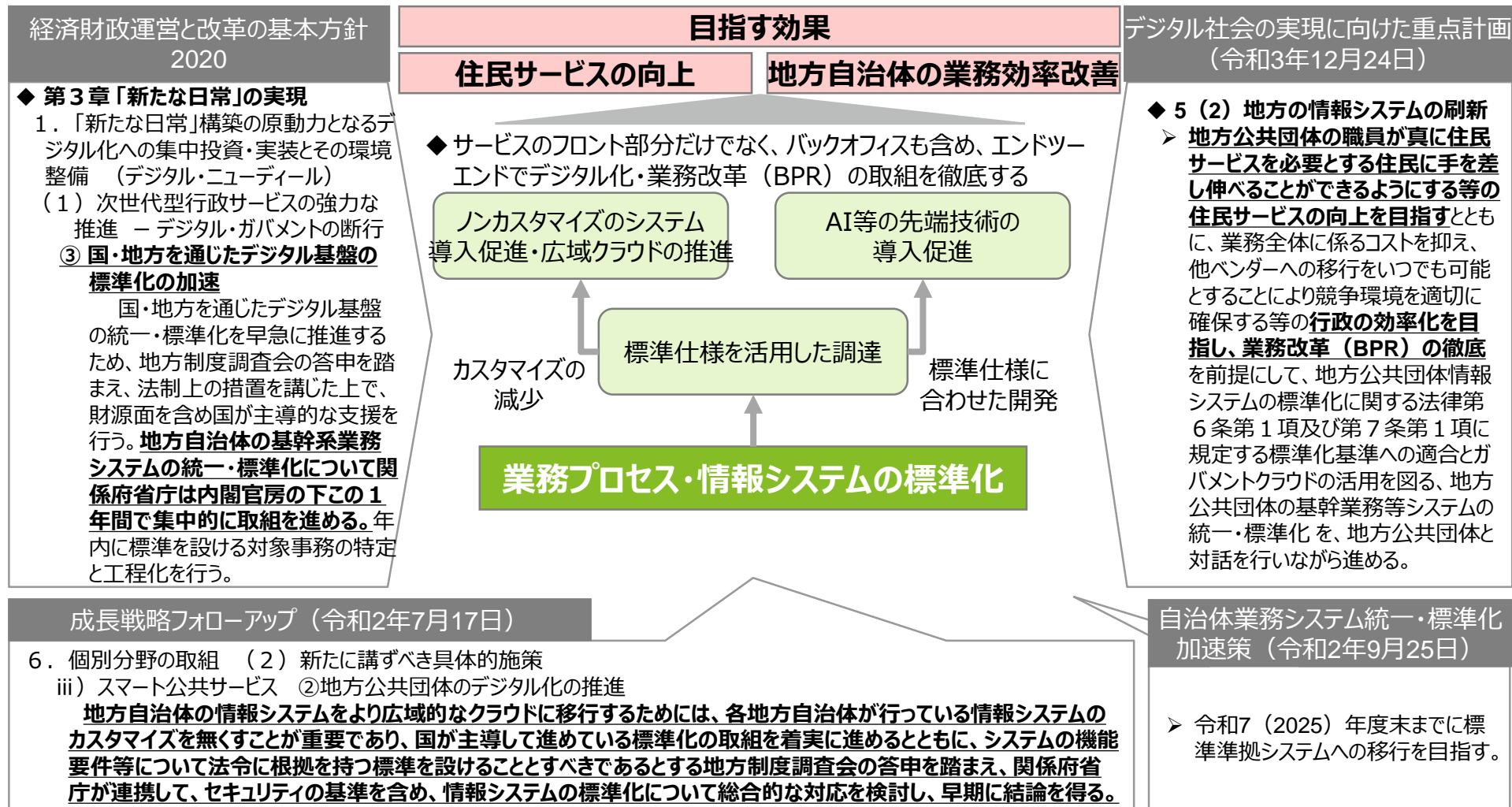
- 1. 標準化の背景・目的と取組方針**
2. 令和三年度検討経緯の振り返り
3. 申し送り事項の取り扱い

# 1. 標準化の背景・目的と取組方針

## 1-1. 自治体システム標準化等の意義

これまで各自治体が独自に発展させてきた業務支援システムに対して、標準化・共有化（以下「標準化等」という。）や業務プロセスの見直しを行い、最終的には住民サービスの向上・地方自治体の業務効率改善を目指すものであると理解しています。

### 自治体システム標準化等の意義



# (参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 (抜粋)

デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和3年12月24日閣議決定) (抜粋)

## 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

### (2) 地方の情報システムの刷新

地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指す。

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

#### 制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針

国民健康保険に係る業務支援システムは、設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年(2022年)夏までに標準仕様書を作成する。介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、令和4年(2022年)夏までに標準仕様書(第1.0版)125を改定する。児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、**国民年金**、健康管理に係る業務支援システムについても、令和4年(2022年)夏までに標準仕様書を作成する。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 (令和3年5月19日公布・同年9月1日施行) (抜粋)

(趣旨) 国民が行政手続きにおいて情報通信技術の便益を享受できる環境を整備すると共に、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムについて、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

(概要) ①情報システムの標準化の対象範囲 (標準化の対象となる事務を政令で定める) ②国による基本方針の策定③情報システムの基準の策定 (所管大臣は①の事務処理に利用する情報システムの標準化のための基準 (省令) を策定・策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施④地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③に定める基準に適合することが必要

# 1. 標準化の背景・目的と取組方針

## 1-2. 業務プロセス・情報システム標準化の目指す姿（目的）

業務プロセス・情報システム標準化の取組は、各地方自治体でバラつきのある業務フローや利用機能・帳票を統一することで、調達コスト低減、IT人材不足の解消、住民サービス向上及び行政の効率化を進めることを目的としています。

### 業務プロセス・情報システムの標準化等により目指す姿

#### As-Is

各地方自治体の業務プロセス、情報システムがバラバラ

**A** システム整備の主体

**重複投資により人的・財政的負担が大きい**  
 ・システムの維持管理・制度改正による改修を個別対応せざるを得ない  
 ・各自治体で独自開発やカスタマイズがある

**B** 先端技術の導入状況

**AI、RPA等の先端技術を活用しにくい**  
 ・単独での利用だと、高価なAI、RPA等の先端技術を取り入れにくい  
 ・単独での利用だと、学習データも少なく学習効果を高められない  
 ・業務プロセスが他自治体と異なるため、RPAシナリオを共同利用できない

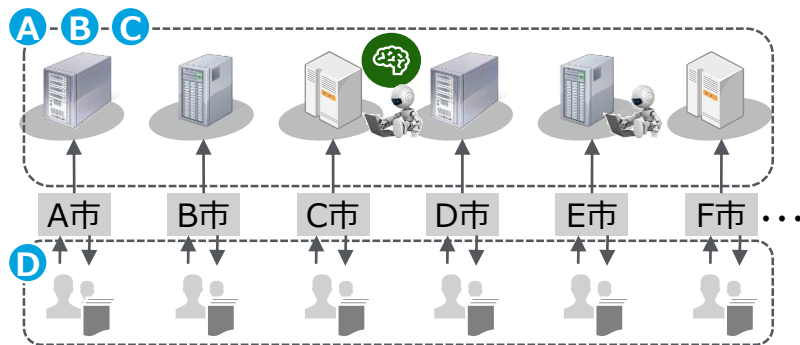
**C** ベンダの競争環境

**ベンダロックイン**  
 ・システム仕様がバラバラの結果、他ベンダへの移行が困難であり、競争が働かず割高になる

**D** 業務の統一状況

**住民・企業等にとって手続きが不便**  
 ・社員の住所地によってバラバラな様式・帳票に対応する必要  
 ・紙の申請書に記入し、窓口申請が必要

イメージ



#### To-Be

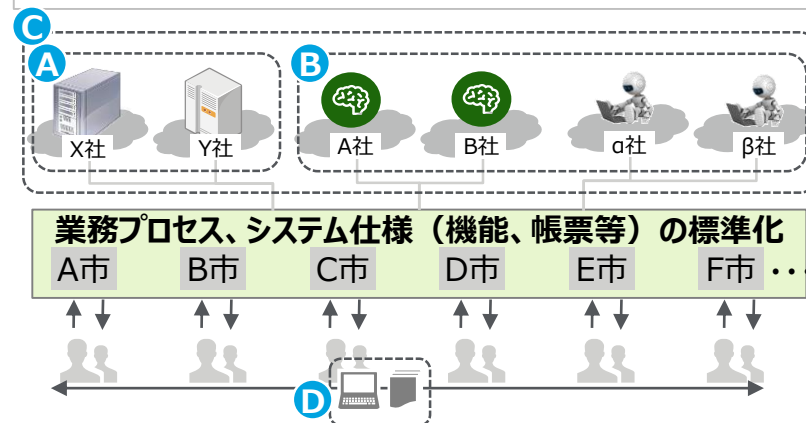
標準的な仕様によるシステム調達・サービス利用

**ノンカスタマイズの促進・割勘効果による人的・財政的負担の減少**  
 ・クラウドサービス利用に移行しやすくなり、制度改正対応や更新時の負担を削減  
 ・共同化がしやすくなり、重複投資を削減

**割勘効果によるAI、RPA等の先端技術の導入促進**  
 ・共同化がしやすくなり、AI・RPA等の先端技術を安価に導入可能となる  
 ・学習データの増加により、AIの質が向上する  
 ・業務プロセスの標準化によりRPAシナリオを共同利用可能となる

**ベンダ間の競争促進による調達コストの低減**  
 ・各自治体が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能となり、競争環境が確保される

**様式統一・オンライン化による住民・企業等の利便性向上**  
 ・異なる自治体にも統一した様式・帳票にて提出可能となる  
 ・マイナポータルとの連携を含めたオンライン申請を促進

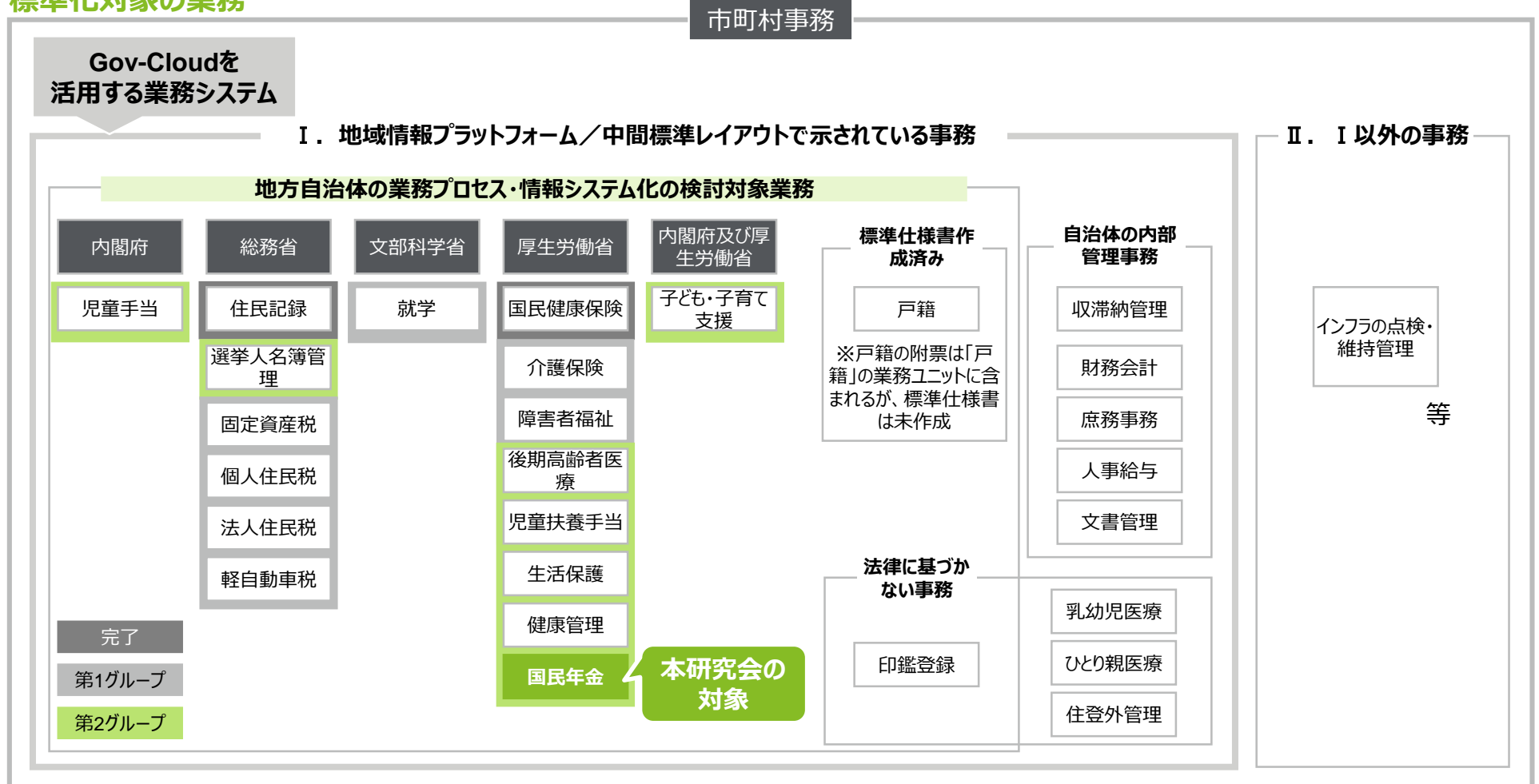


# 1. 標準化の背景・目的と取組方針

## 1-3. 標準化対象業務

現在、自治体の主要業務・基幹系情報システムを対象とした標準仕様の作成が関係府省で推進されており、国民年金は、令和4（2022）年夏の標準仕様作成を目指す「第2グループ」に含まれています。

### 標準化対象の業務

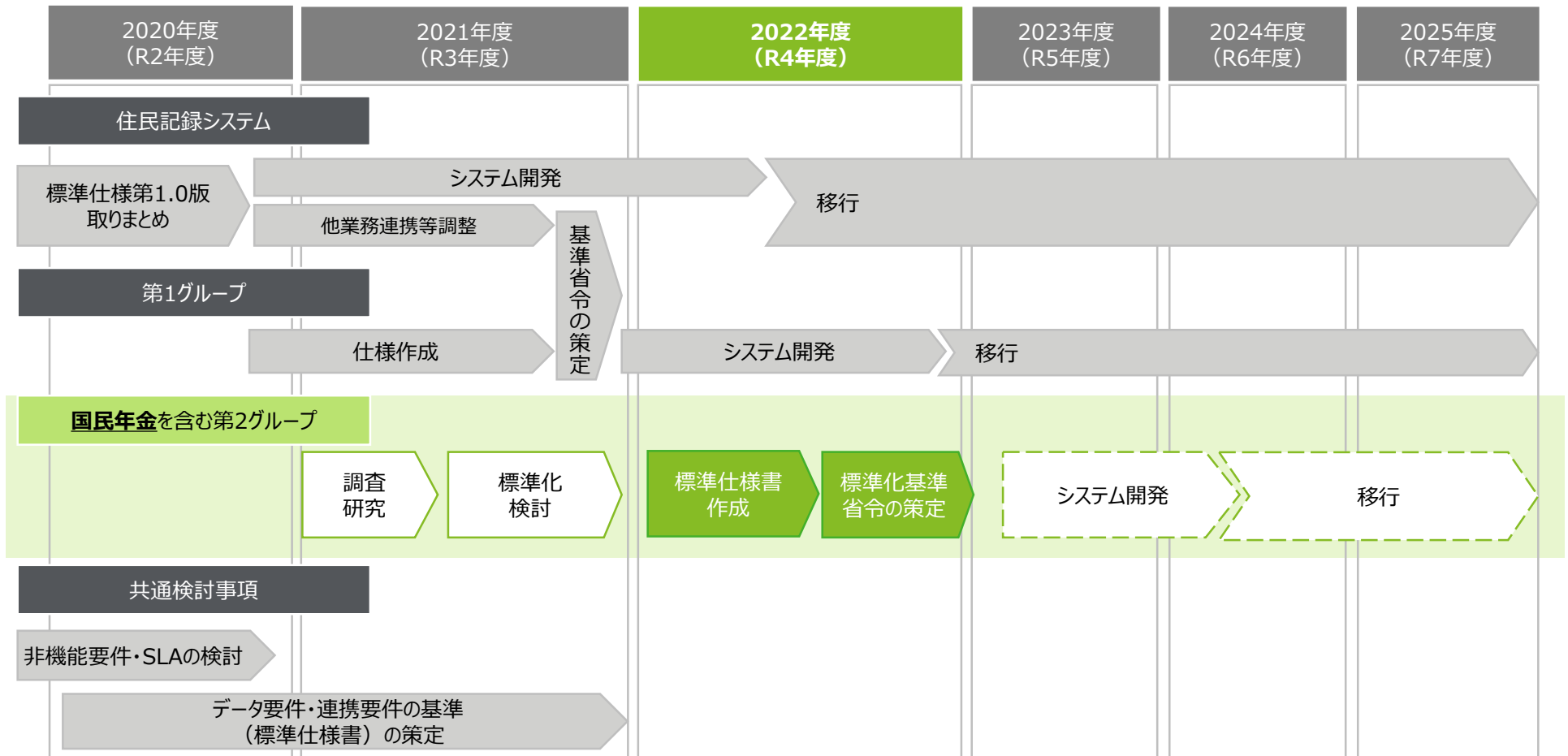


# 1. 標準化の背景・目的と取組方針

## 1-4. 事業全体のスケジュール

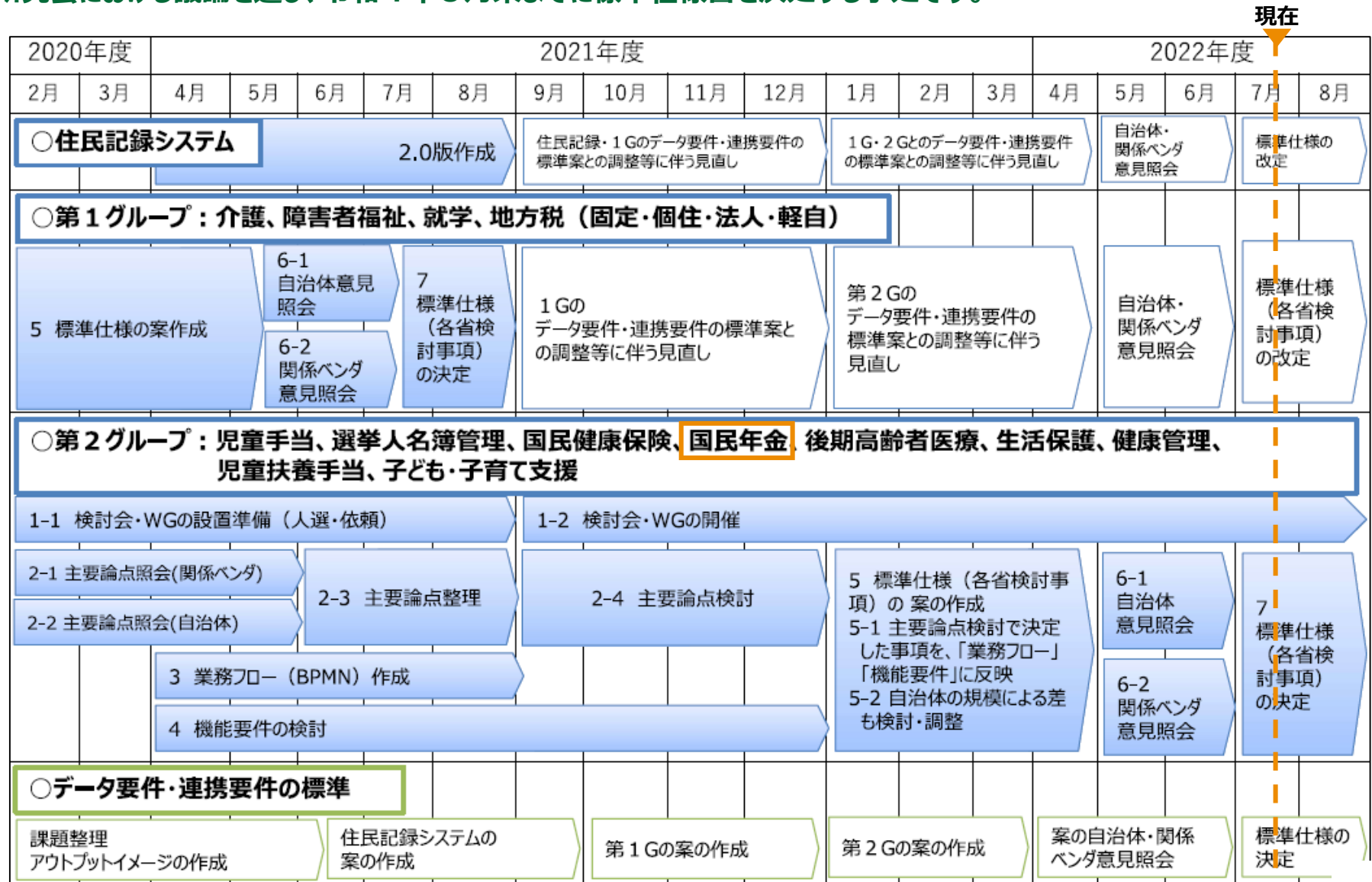
令和3年度より調査・標準化検討を行い、令和7年度までの移行を目指して推進するスケジュールとなっています。

### 事業全体のスケジュール



# (補足) 標準仕様書 (1.0版) 確定までのスケジュール

本研究会における議論を通じ、令和4年8月末までに標準仕様書を決定する予定です。



現在



# 1. 標準化の背景・目的と取組方針

## 1-5. 国民年金業務における基本的な取り組み方針

令和3年度の国民年金システム標準化研究会における取組方針に準じ、今年度も検討を進めていきます。

### 国民年金業務における方向性

- 研究会等にて、構成員の合意形成を図りながら、国民年金システムに係る標準仕様書を作成する。（令和4年8月末）
- 各システム事業者（※1）は、標準仕様書に記載された機能を搭載したシステムを構築する。
- 地方自治体は、システム更新時期を踏まえつつ、令和7年度までを目標時期として導入する。その際、各地方自治体が原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現する。

※1 事業者間の競争環境を確保。各社が標準システムを自由に提供し、競争環境の中で、各地方自治体が各社の製品を自由に選択可能となる姿を目指す。 いずれは、全国的なサービスとしてLGWAN等のクラウド上でパッケージシステムの提供サービスを実施することが推奨される。

### 国民年金業務における方針

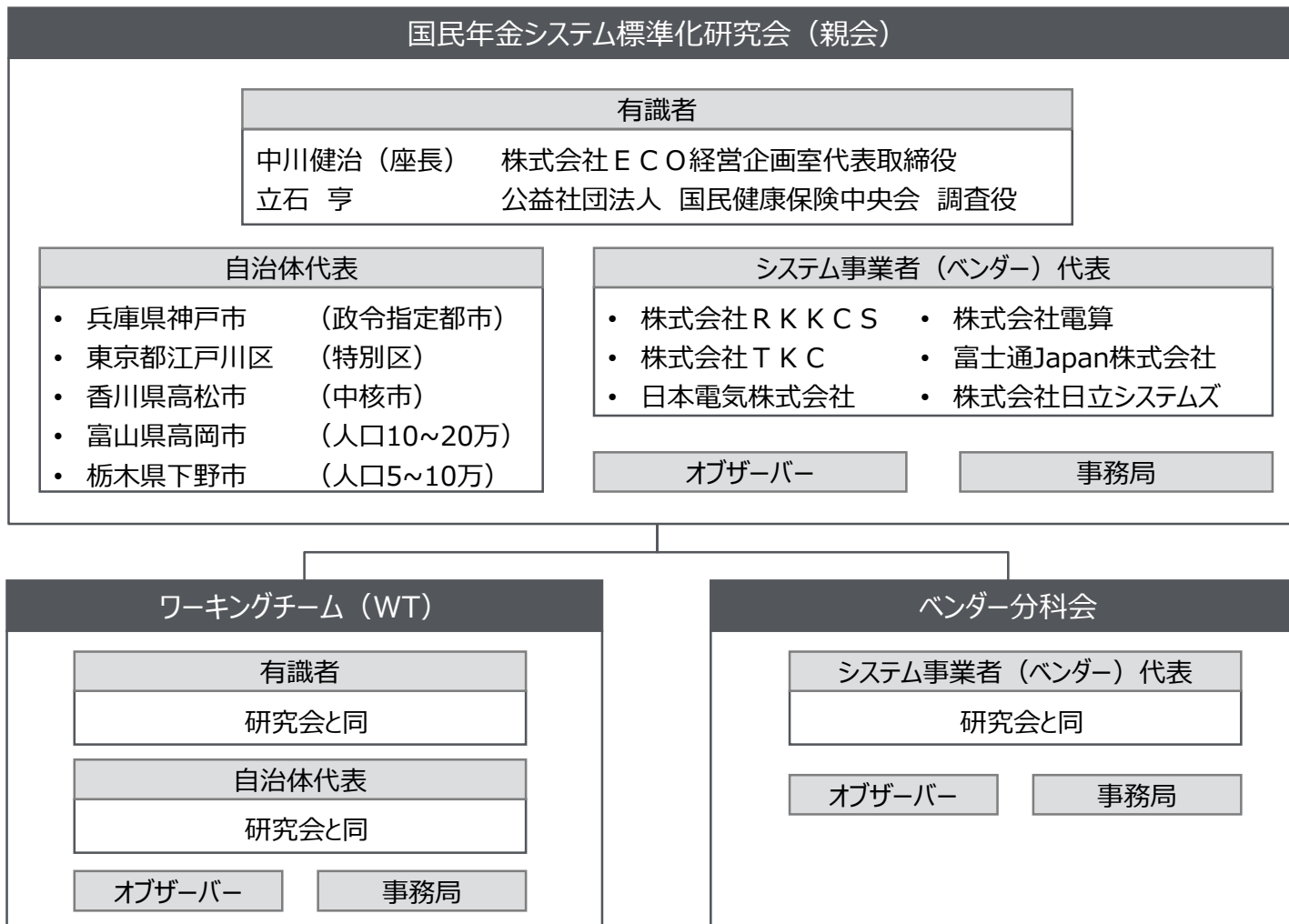
- 対象団体：全ての市区町村。
- 対象事務：法定受託事務および一部の協力連携事務を対象とする。
- 標準仕様書の取り扱い：住民記録システム標準仕様書で検討されている標準準拠の基準（※2）と同様とする。異なる取扱いを行う場合は、研究会等において議論を行い、明らかにする。

※2 標準化対象範囲において定義すべき機能について、「実装すべき機能」、「実装しない機能」、「実装してもしなくても良い機能」の3類型に分類し、可能な限り類型のいずれかに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、事業者間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。

# 1. 標準化の背景・目的と取組方針

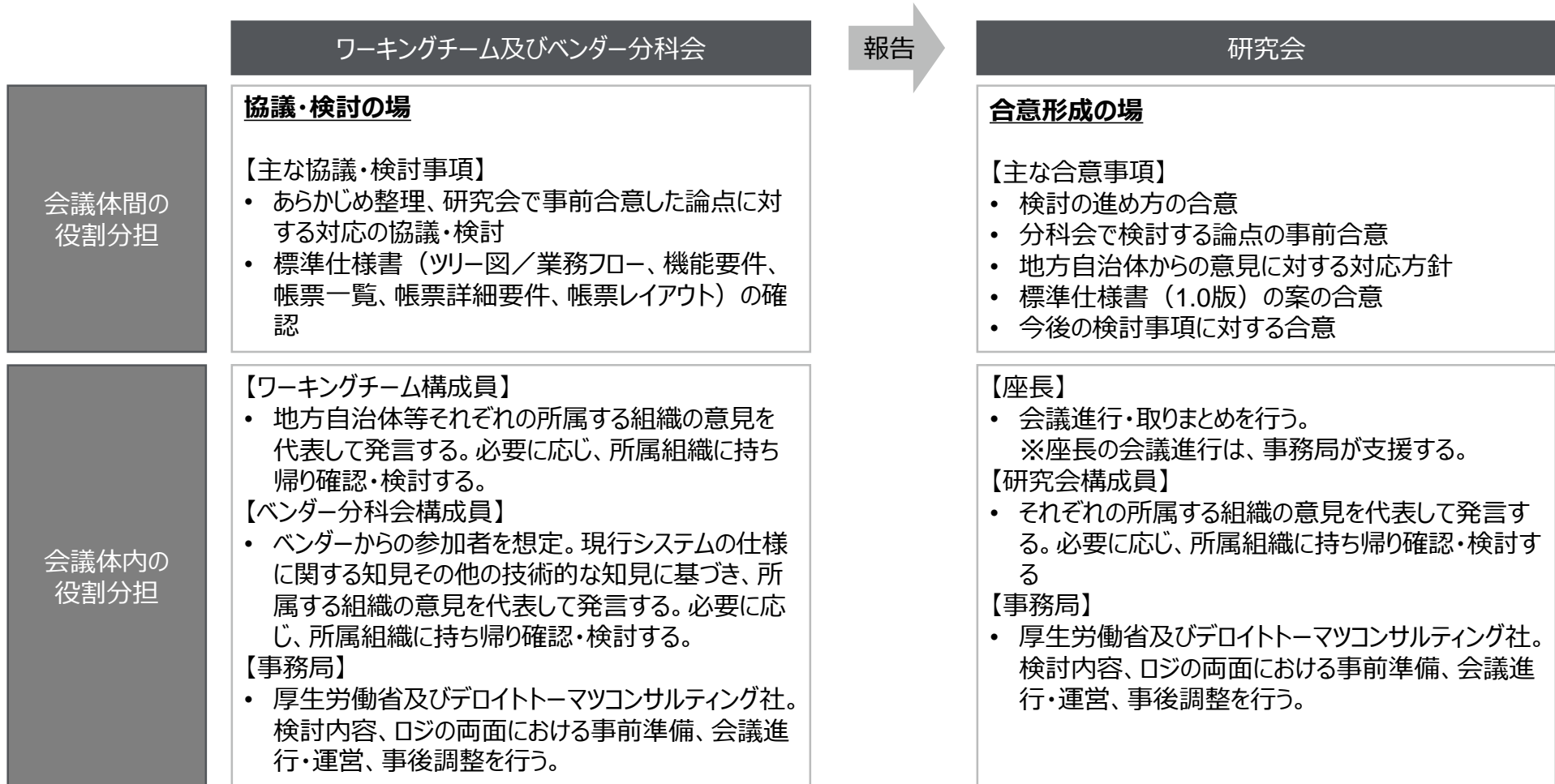
## 1-6. 研究会等の運営方針（案） – 検討体制 –

国民年金システム標準化研究会（親会）、ワーキングチーム、ベンダー分科会で構成します。  
参加者の詳細について、配布した「開催要綱」をご参照ください。



# (補足) 検討体制における役割分担

ワーキングチーム及びベンダー分科会は「協議・検討の場」とし、研究会は「合意形成の場」と位置付けて運営します。



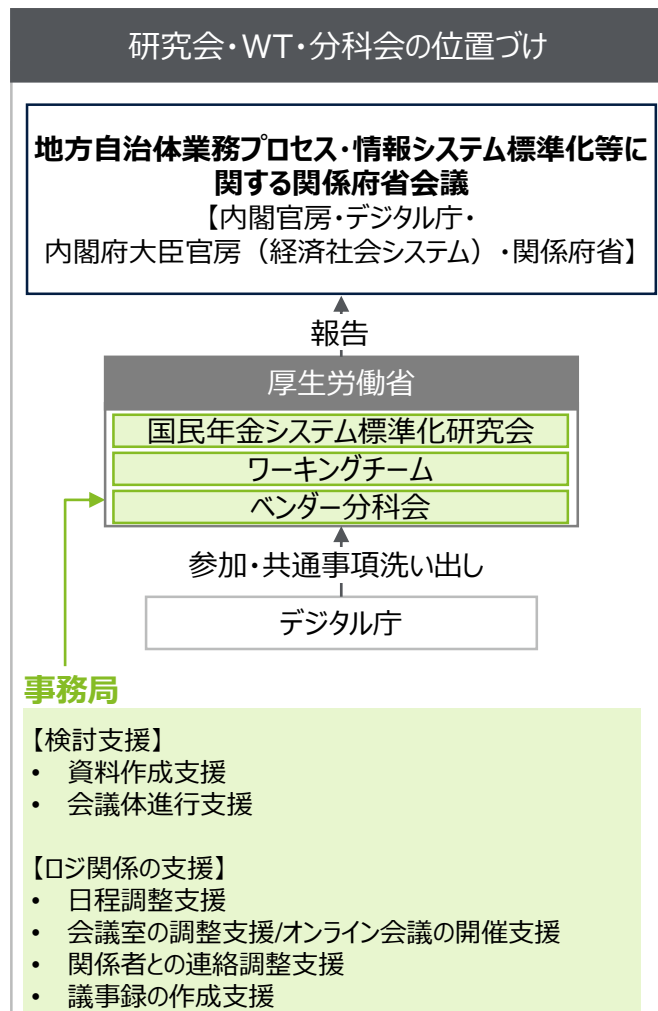
※ 一部のメンバーは研究会・WT・分科会で重複することを想定だが、会議体間の役割分担を明確化し、検討の円滑な推進を図る。

# 1.標準化の背景・目的と取組方針

## 1-6.研究会等の運営方針（案）

### － 会議体構成 －

会議体として、研究会とワーキングチーム及びベンダー分科会を設置し、標準仕様書（1.0版）策定に向けて検討を進めます。



概要	国民年金システム標準化研究会
実施目的	標準仕様書（1.0版）の確定
構成員	座長(有識者)+自治体（ワーキングチーム構成員）、ベンダー（分科会構成員）
オブザーバー	厚生労働省（年金局事業管理課長、デジタル統括アドバイザー）、デジタル庁 他
実施方式	原則非公開で開催し、議事概要及び資料を事後公表
実施時期	計1回を想定（～8月） ①標準仕様書（1.0版）の確定タイミング

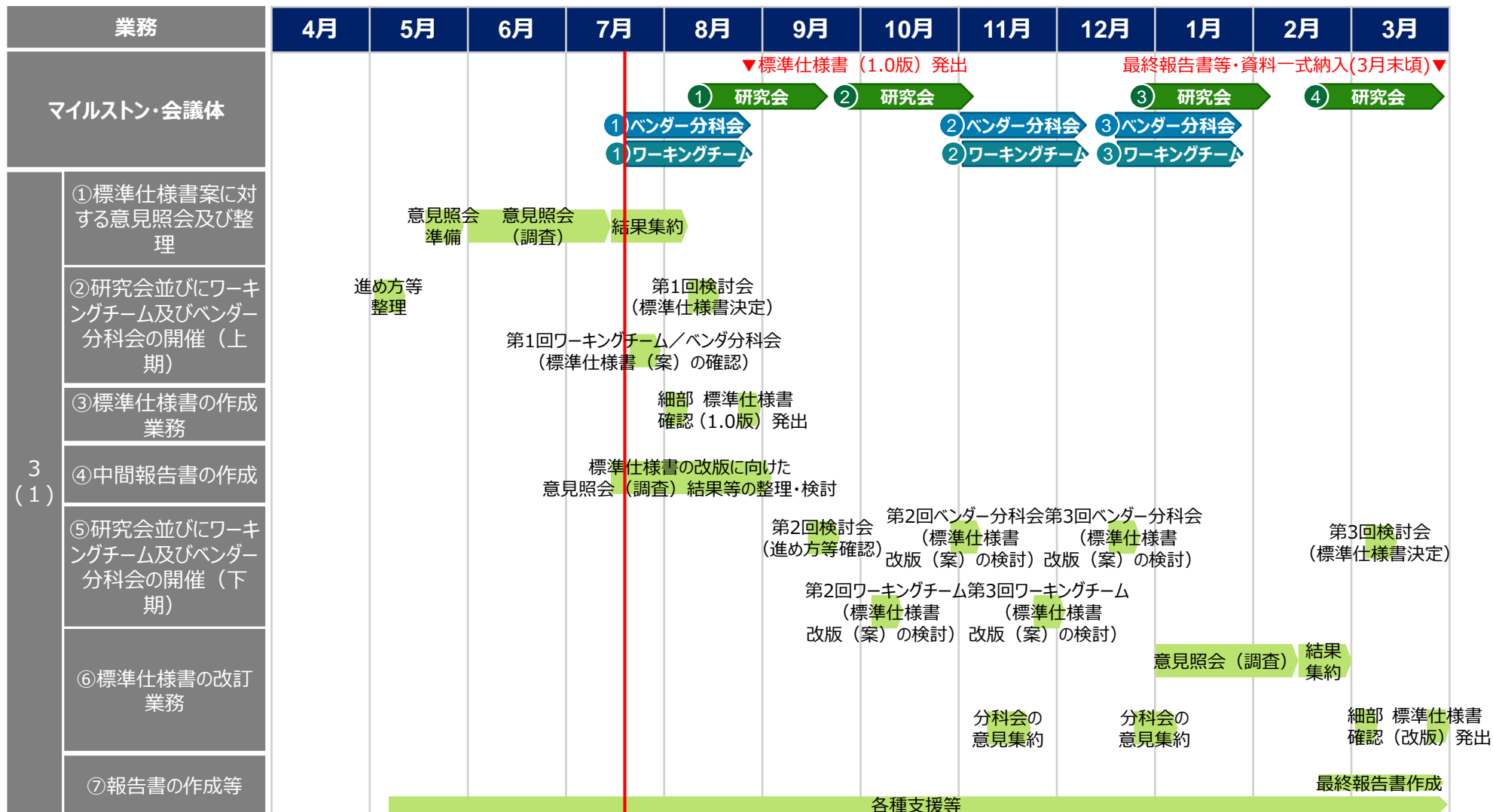
概要	ワーキングチーム <span style="border: 1px dashed green; padding: 2px;">本日の対象</span>	ベンダー分科会
実施目的	標準仕様書（1.0版）作成に向けて、整理された論点に関する比較検討	
構成員	5自治体+有識者	ベンダー6社
オブザーバー	厚生労働省（年金局事業管理課 課長補佐、デジタル統括アドバイザー）、デジタル庁 他	
実施方式	原則非公開で開催し、議事概要及び資料を事後公表	
実施時期	各1回を想定（～8月） ①標準仕様書（案）に対する地方自治体/ベンダーへの意見照会後	

# 1.標準化の背景・目的と取組方針

## 1-7. 研究会等の運営方針（案）

## －研究会等運営全体スケジュール－

8月末の標準仕様書（1.0版）の確定に向けて検討を進めるとともに、9月以降、標準仕様書の更なる精度向上を目指し、議論を進める想定です。

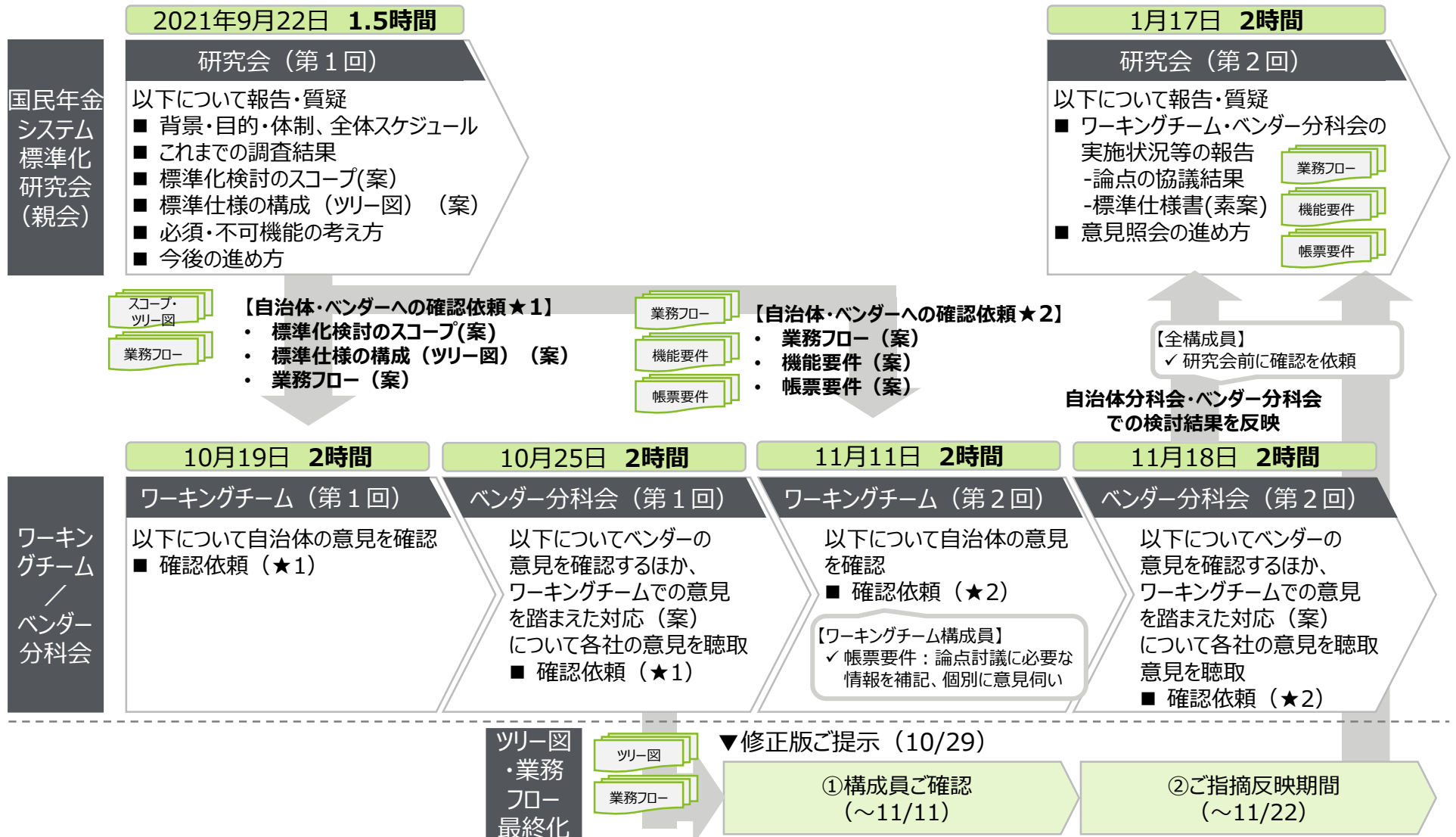


1. 研究会等の運営について
- 2. 令和三年度検討経緯の振り返り**
3. 申し送り事項の取り扱い

## 2. 令和三年度検討経緯の振り返り

### 2-1. 令和三年度における検討経緯（概要） 1/2

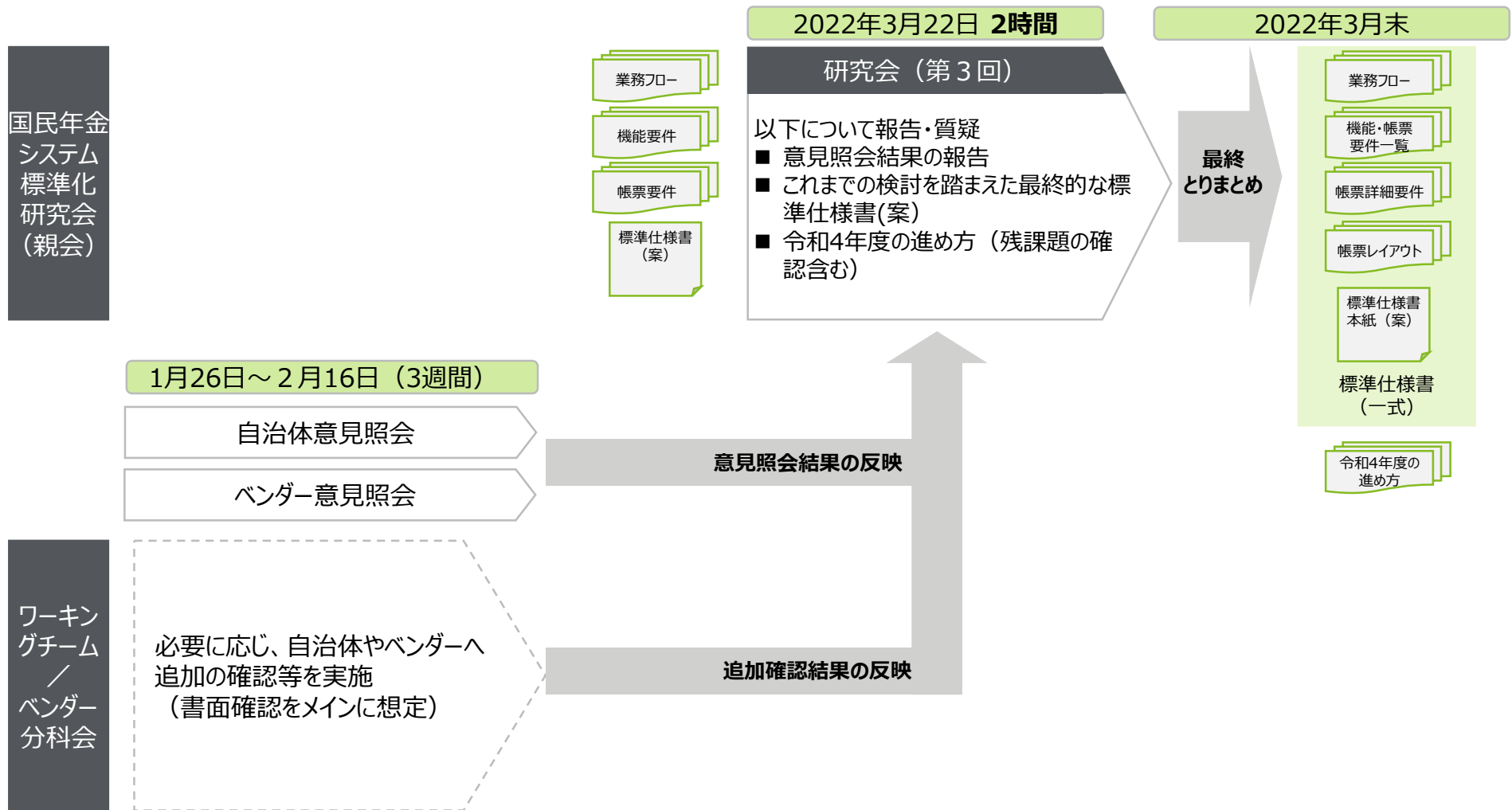
ワーキングチーム、ベンダー分科会及び検討会にて議論を行い、意見照会を経て、標準仕様書（案）を確定しました。



## 2. 令和三年度検討経緯の振り返り

### 2-1. 令和三年度における検討経緯（概要） 2/2

ワーキングチーム、ベンダー分科会及び検討会にて議論を行い、意見照会を経て、標準仕様書（案）を確定しました。





## 2. 令和三年度検討経緯の振り返り

### 2-2. 主な討議結果 – 第1回ワーキングチーム／ベンダー分科会–

第1回ワーキングチームにて、構成員から事前に収集したご意見を元に集約した論点に沿って、ツリー図について討議しました。また、当該討議結果について、第1回ベンダー分科会にて事業者を確認いただきました。

区分	内容	ワーキングチーム①	ベンダー分科会①	
討議事項	共通①	✓ 機構への送付/情報登録を「5.1 年金機構への報告」及び「5.2 年金機構からの情報登録」に全て含めることの是非	<b>一連の業務は 一フロー内に記載</b>	左記に異議なし ※電子/紙の違いは補記
	共通②	✓ 2021年度より実施していない業務（※）の範囲 ※ 所得情報提供（免除勧奨/継続免除）	<b>記載を残す</b> ※情報連携できず、情報提供を依頼するケース有	左記に異議なし ※従来との差異は補記
	共通③	✓ 個別の調査依頼は「6.5 公用照会対応」に含めるか公用照会に含めるか	論点から除外 ※所得情報提供（免除勧奨/継続免除）を残すため	
	共通④	✓ 法制度が異なる年金生活者支援給付金は分割して記載すべきか	<b>ツリー図/フローは 分割する</b>	左記に異議なし
	個別①	✓ 住民記録システムとの連携に関する要件	<b>連携は フローに記載</b>	左記に異議なし ※マイナンバーに紐づかない被保険者の報告は残る
	個別②	✓ 年金機構が個人番号連携により所得情報等を把握する運用とするか	<b>連携は前提としない</b> ※連携開始時期が未定につき、情報提供依頼は残す	左記に異議なし
	個別③	✓ 年金生活者支援給付金の依頼データに含むことを前提に、「6.4 所得情報提供（年金受給者）」の削除是非	<b>ツリー図/フローは 分割する</b>	左記に異議なし ※実装単位は事業者判断、項目は必要な範囲で定める
	個別④	✓ DV管理業務の位置づけとシステム要件（システムにて実現が必要な事項）	<b>機能要件以下、必要な要件を定義</b>	左記に異議なし

## 2.令和三年度検討経緯の振り返り

### 2-2. 主な討議結果 – 第1回ワーキングチーム／ベンダー分科会–

第1回ワーキングチームにて、構成員から事前に収集したご意見を元に集約した論点に沿って、業務フローについて討議しました。また、当該討議結果について、第1回ベンダー分科会にて事業者を確認いただきました。

区分	内容		ワーキングチーム①	ベンダー分科会①
討議事項	共通①	✓ 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い	<b>フローに記載する</b> ※システム化範囲である点を明確化	左記に異議なし ※フロー上のプロセス上に帳票を明記
	共通②	✓ 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連）	<b>連携はフローに記載</b>	左記に異議なし
	共通③	✓ 資格喪失（死亡、海外転出、60歳到達等）把握方法	<b>住民記録システムから連携を受け処理する方向で記載</b>	左記に異議なし ※他領域も関係（国民年金のみで決定できない）点は継続検討
	個別①	✓ 公用照会における証明書作成のシステム化要否	<b>証明書作成はシステム化</b>	左記に異議なし ※電子媒体は大量の手作業発生時を想定
	個別②	✓ 年金機構からの所得状況届に対する自治体対応の整理	<b>受給者依頼分への対応は基準に従いフロー上に整理</b>	左記に異議なし
	個別③	✓ 受給者の異動に関する業務（氏名・生年月日・性別変更）	<b>受給者分は「4.1.年金請求書等受理・審査」に含める</b>	左記に異議なし

## 2. 令和三年度検討経緯の振り返り

### 2-2. 主な討議結果 – 第2回ワーキングチーム／ベンダー分科会–

第2回ワーキングチームにて、構成員から事前に収集したご意見を元に集約した論点に沿って、機能要件について討議しました。また、当該討議結果について、第2回ベンダー分科会にて事業者を確認いただきました。

区分	内容		ワーキングチーム②	ベンダー分科会②
討議事項	共通①	✓ 年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針	<b>登録対象情報の整理統合、情報連携のあり方の検討継続</b>	<b>項目を重複を整理し 取込み対象を定義</b>
	共通②	✓ 住民税システムが保持する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針	<b>リアルタイム連携</b> ※個別保持項目は最低限	左記に異議なし ※複数の連携パターンも仕様上考慮する
	共通③	✓ 住民記録システムが保持する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針	<b>リアルタイム連携</b> ※個別保持項目は最低限	<b>連携先要件を考慮</b> ※住民記録システムはリアルタイム/準リアルのいずれか
	共通④	✓ 生活保護システムが保持する情報の国民年金等システムにおける取り扱い方針	<b>リアルタイム連携</b> ※個別保持項目は最低限	<b>記載を見直し</b> ※町村は都道府県にて事務を実施しているため
	共通⑤	✓ 一括処理に関する要望・要件	<b>リアルタイム連携</b> ※一括バッチ処理は優先度低	左記に異議なし ※大規模自治体向けの一括出力処理要望は要精査
	共通⑥	✓ 過去の情報の管理範囲	<b>事務処理基準に定める期間を基本、その他は最低限</b>	左記に異議なし
	個別①	✓ DV等支援措置対象者の管理に関する機能への要望・要件	<b>アラート機能を要件</b> ※ポップアップ等、方式は指定しない	<b>対象者フラグ情報を年金機構へ連携</b>

## 2. 令和三年度検討経緯の振り返り

### 2-2. 主な討議結果 – 第2回ワーキングチーム／ベンダー分科会–

第2回ワーキングチームにて、構成員から事前に収集したご意見を元に集約した論点に沿って、帳票要件について討議しました。また、当該討議結果について、第2回ベンダー分科会にて事業者を確認いただきました。

区分	内容		ワーキングチーム②	ベンダー分科会②
討議事項	共通①	✓ 印字を必須とする項目の範囲（必須／任意の判断基準）	討議未了とし 個別に意見収集 (次頁詳述)	<b>一次判断基準 (案) 従い整理</b>
	共通②	✓ 電子公印のシステム化範囲		<b>自治体要望を踏まえ 判断</b> ※システム的には実装可能
	共通③	✓ 複写式用紙/ドットインパクトプリンタへの対応		<b>優先度低の扱い</b>
	共通④	✓ 自由記入欄（連絡欄等）の扱い		<b>自治体要望を踏まえ 判断</b>
	共通⑤	✓ 個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール		<b>自治体要望を踏まえ 判断</b>
	共通⑥	✓ 自治体側情報の出力範囲		<b>自治体要望を踏まえ 判断</b>
	共通⑦	✓ ○囲み表記項目の取り扱い		<b>数値表記に変更</b> ※年金機構において様式を見直し

## 2. 令和三年度検討経緯の振り返り

### 2-2. 主な討議結果 – 第2回ワーキングチーム／ベンダー分科会（事後対応） –

ご意見収集結果を踏まえ、取り扱い方針を以下のとおり整理しました。

なお、共通⑤については、第2回研究会に上程し、最終的な方針を議論しました。

#### 帳票要件における討議事項（論点）と今後の対応方針（案）

区分	内容		対応方針（案）
討議事項	共通①	✓ 印字を必須とする項目の範囲 （必須／任意の判断基準）	<b>一次判断基準（案）にて標準仕様としてのシステム出力項目の必須/オプションを判断</b> ※当該基準に従って項目を精査し、研究会に提示
	共通②	✓ 電子公印のシステム化範囲	<b>電子公印への対応を要件とする</b> ※公印の必要性について年金機構へ照会、第2回研究会で報告
	共通③	✓ 複写式用紙/ドットインパクトプリンタへの対応	<b>複写式用紙/ドットインパクトプリンタは廃止</b>
	共通④	✓ 自由記入欄（連絡欄等）の扱い	<b>システム出力項目とする</b> （①帳票毎の必要項目（基礎年金番号等）②画面入力値）
	共通⑤	✓ 個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール	<b>第2回研究会に上程</b> ※基礎年金番号への統一について年金機構へ照会
	共通⑥	✓ 自治体側情報の出力範囲	<b>システム出力項目とする</b> （①システム判別できる項目／②画面入力値）
	共通⑦	✓ ○囲み表記項目の取り扱い	<b>数値表記に統一する</b> （対象：年金機構向けシステム出力帳票のみ）

## 2. 令和三年度検討経緯の振り返り

### 2-2. 主な討議結果 – 第2回研究会 –

標準仕様書（素案）の確定にあたり、構成員からのご意見を踏まえ、「討議事項」に分類したご意見について討議しました。

#### 標準仕様書（本紙）

–（討議事項なし）

#### 機能・帳票要件一覧

–（討議事項なし）

#### 標準業務フロー

–（討議事項なし）

#### 帳票詳細要件／帳票レイアウト

討議事項1件

- **論点①：帳票詳細要件の対象範囲**
- **論点②：個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール**

## 2. 令和三年度検討経緯の振り返り

### 2-2. 主な討議結果 – 第3回研究会 –

標準仕様書案の最終化及び確定にあたり、意見照会の結果、「討議事項」に分類したご意見について討議しました。

#### 標準仕様書（本紙）

－（討議事項なし）

#### 機能・帳票要件一覧

討議事項 3 件

- 論点①：他公的年金記録に係る機能の取り扱い
- 論点②：第2号被保険者情報に係る機能の取り扱い
- 論点③：受給額等試算に係る機能の取り扱い

#### 標準業務フロー

討議事項 1 件

##### ■ 論点①：所得証明における証明書作成後の取り扱い

※ 意見照会でのご意見に基づく議題ではございませんが、標準仕様書（案）最終化にあたり、事務局より討議させていただきたい事項として上程いたします

#### 帳票詳細要件／帳票レイアウト

－（討議事項なし）

1. 研究会等の運営について
2. 令和三年度検討経緯の振り返り
3. **申し送り事項の取り扱い**



### 3. 申し送り事項の取り扱い

#### 3-1. 令和4年度以降の検討課題（申し送り事項）

標準仕様書（1.0版）には取り込まないこととした検討事項は申し送り事項とし、中長期的に検討すべき課題として、令和4年9月以降、新たな研究会体制のもと、可能なものから検討を進めることとしました。

区分		申し送り事項	
業務フロー	所得情報提供	① 年金機構における個人番号連携による所得情報取得運用への対応	• 年金機構が個人番号連携により所得情報等を把握する運用とするか（連携開始時期の目途が立ち次第、標準仕様へ反映する）
機能要件	DV管理	② 業務の横断的整理と機能要件への反映	• 自治体におけるDV管理を横断的に整理する所管を確認した上で、国民年金側に求められる業務上の対応の有無を確認し、必要な機能を標準仕様へ反映する
	他システム連携	③ 年金機構側のシステムとの連携	• 年金機構が管理する情報の国民年金システムにおける取り扱い（登録対象情報の整理統合、政府全体のデジタル化方針を踏まえた情報連携のあり方の検討継続）
帳票詳細要件	共通	④ オプション対象帳票に対する帳票詳細要件の定義	• オプション帳票として、帳票要件（項目及びレイアウト）を定義し、標準仕様書改版に盛り込む ※様式が定められていない外部帳票を含む

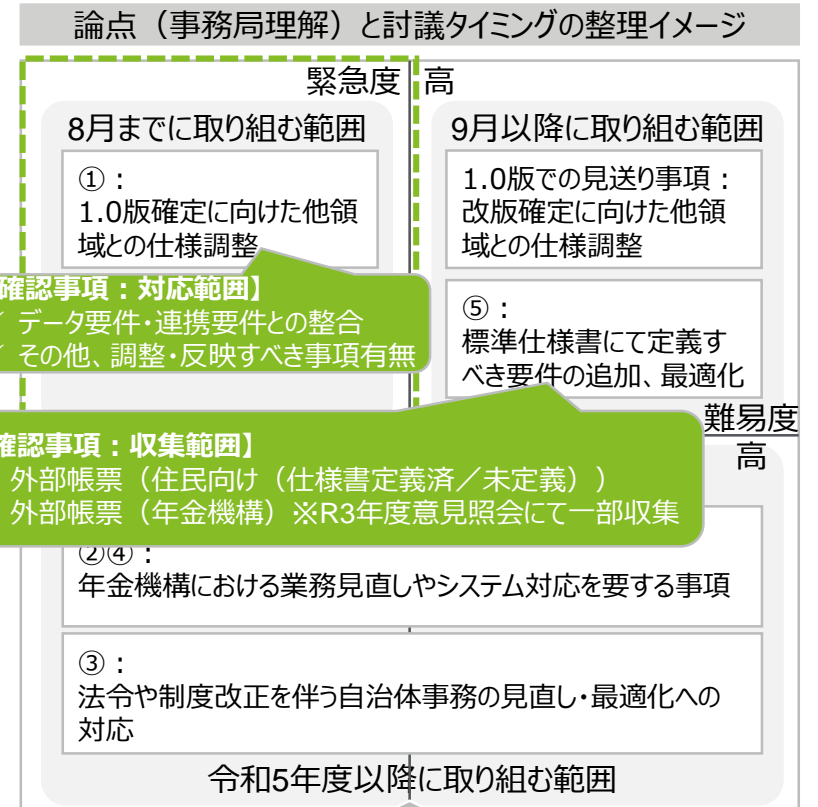
※ このほか、データ要件・連携要件側の確認結果を国民年金システム側の標準仕様書に反映する必要がある場合には、事務局において関係部局等と内容を調整した上で、変更後の標準仕様書を構成員に対して報告する予定

### 3. 申し送り事項の取り扱い

#### 3-2. 申し送り事項及び取り扱い方針（案）

令和3年度の検討経緯や申し送り事項に基づく論点に対し、緊急度と検討難易度の観点から、中長期的な検討事項を洗い出し、令和5年度以降の取り組み事項（候補）として管理する想定です。

検討経緯／申し送り事項（事務局想定）	
共通	① データ要件・連携要件との整合
申し送り事項	業務フロー ② 年金機構における個人番号連携による所得情報取得運用への対応（連携開始時期の目途が立ち次第、標準仕様に反映する）
	機能要件 ③ 業務の横断的整理と機能要件への反映（自治体におけるDV管理を横断的に整理する所管を確認した上で、国民年金側に求められる業務上の対応の有無を確認し、必要な機能を標準仕様に反映） ④ 年金機構側のシステムとの連携（登録対象情報の整理統合、政府全体のデジタル化方針を踏まえた情報連携のあり方の検討）
	帳票要件 ⑤ オプション対象帳票に対する帳票詳細要件の定義（オプション帳票として、帳票要件（項目及びレイアウト）を定義し、標準仕様書改版に盛り込む）
標準仕様書（1.0版）への反映は見送りとした事項	



内容に応じて討議時期を（令和4年度（～8月）／令和4年度（9月～）／令和5年度以降）に切り分け、研究会（8月）に上程

（切り分けの視点）

- ✓ 緊急度：いつまでに検討が必要か（標準仕様書（案）／標準仕様書（1.0版）／標準仕様書改版以降）
- ✓ 難易度・複雑性：標準仕様化に伴う制度（法令）の改正要否／ステークホルダー（他省庁、関係機関等）の範囲